

Weekly コラム

令和元年 10 月 29 日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会)

Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

非常用食料品等は、 長期間保存でも購入時に 損金算入が可能！

地震や異常気象による集中豪雨や洪水、大型台風などの緊急時に備えて、非常用食料品や防災用品を備蓄している企業も増えているようです。

非常用食料品の中には、フリーズドライ食品のような長期間保存のきくものもあり、酸素を100%近く除去して缶詰にしたものは、賞味期間(品質保証期間)は25年間ですが、80年間程度は保存がきき、何事もなければ次に買い換えるのは数十年後になるといわれています。

ある会社では、地震などの災害時における非常用食料品(長期備蓄用)としてフリーズドライ食品1万人分2,400万円を購入し、備蓄しましたが、税務上の取扱いは長期間保存がきくものだと、どうなるのか疑問に思うところです。

この点、非常用食料品は、備蓄時に事業供用があったものとして、そのときの損金の額(消耗品費)に算入できるとしております。

また、その品質保証期間が2~3年と短いものは、その期間内に取り替えることとなりますが、その取替えに要する費用も、その配備時に損金算入することができます。

国税当局は、その理由として、

①食料品は、繰り返し使用するものではなく、消耗品としての特性をもつ

②その効果が長期間に及ぶとしても、食料品は、減価償却資産や繰延資産に含まれない

③仮に、その食品が法人税法にいう「消耗品で貯蔵中のもの」であるとしても、災害時用の非常食は、備蓄することをもって事業の用に供したと認められる

④類似物品として、消火器の中身は取替え時の損金として取り扱っていることなど挙げております。

なお、ヘルメットや毛布等の防災用備品については、食料品と異なり、その性質上、基本的には工具器具備品に該当するため、減価償却資産となりますが、1個の単価が僅少(10万円未満)となるものばかりだと思われまので、少額の減価償却資産に該当し、一時に全額を損金にすることが可能です。

したがって、単価の問題がなければ、ヘルメットや毛布なども備蓄時に事業供用があったものとして、全額そのときの損金の額に算入できますので、該当されます方はご確認ください。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。